

第十三回国会 運輸委員會議録 第三十八号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)

午後一時五十六分開議

出席委員

- 委員長 岡村利右衛門君
- 理事 黒澤富次郎君 理事 満尾 君亮君
- 理事 山崎 岩男君 理事 岡田 五郎君
- 理事 尾崎 末吉君 理事 關谷 勝利君
- 理事 玉置 信一君 坪内 八郎君
- 理事 島山 鶴吉君 山口シヅエ君
- 理事 江崎 一治君 木村 俊夫君

出席政府委員

- 運輸技官 甘利 昂一君
- (船舶局長)

委員外の出席者

- 参議院議員 石村 幸作君
- 運輸事務官 今井 榮文君
- (船舶局監理課長)
- 専門員 島村 勝君
- 専門員 堤 正威君

五月二十七日

旅行あつ旋業法案(石村幸作君外六名提出、参法第七号)(予)

同月三十日

離島航路整備法案(關谷勝利君外十八名提出、衆法第五八号)

同月二十七日

室蘭市に鉄道管理局設置の請願(篠田弘作君紹介)(第三二五七号)

同月二十九日

四国循環鉄道の完成等に関する陳情

第一類第十二号

運輸委員會議録第三十八号 昭和二十七年五月三十日

書(高知県議會議長横山徳郎)(第二〇五八号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

造船法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外二十名提出、衆法第四九号)

離島航路整備法案(關谷勝利君外十八名提出、衆法第五八号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第五号)

○岡村委員長 これより會議を開きます。

本日付託になりました離島航路整備法案、關谷勝利君外四十八名提出、衆法第五八号を日程に追加、議題とするに御異議ありませんか。

○岡村委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

離島航路整備法案を議題とし、まず提出者の提案理由の説明を求めます。

離島航路整備法案

離島航路整備法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、離島航路事業に關する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持

及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「離島航路」とは、本土(本州、北海道、四国及び九州をいう)と離島(本土に附屬する島をいう)とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機關がない地点間又は船舶以外の交通機關によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

第三條 政府は、離島航路事業者に對し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するため補助金(以下「航路補助金」という。)を交付することができる。

第四條 航路補助金の交付を受けようとする者は、航路補助金の交付申請書に記載した運航計画書、航路損益見込計算書その他省令で定める書類を添附して、運輸大臣に申請しなければならない。

一 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離(航路図をもつて明示すること。)

二 使用旅客船(予備船を含む)の明細

三 運航回数及び発着時刻

第五條 航路補助金は、当該離島航路を維持するため特に必要がある場合であつて、前條の運航計画書に記載された運航計画が当該離島航路について運輸大臣が認める輸送需要度に適合するものでなければ、これを交付してはならない。

第六條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者(以下「補助航路事業者」という。)に對し、当該離島航路事業のサービスの改善に關し、必要な指示をすることができる。

第七條 補助航路事業者は、第四條の運航計画書に記載された運航計画の変更をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第八條 補助航路事業者は、省令の定めるところにより、当該離島航路に關する航路損益計算書その他

の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第九條 補助航路事業者は、当該離島航路事業の損益計算の根拠が明らかであるように關係帳簿及び書類の整理をしなければならない。

第十條 航路補助金の流用の禁止

第十一條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき航路補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した航路補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 第六條の規定による指示に従わないとき。

二 第七條第一項又は前條の規定に違反したとき。

三 第八條の規定により提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

第十二條 政府は、金融機關が離島航路事業者でその事業の用に供する船舶の建造又は改造のために融資を受けようとするものに対して融資をするときは、省令の定めるところにより当該融資をすること

によつて受けた損失を補償し、又は当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

2 前項の金融機関の範囲は、省令で定める。

3 第一項の規定により政府が利子を補給する旨の契約は、これに基づいて補給すべき利子の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、これを結ばなければならない。

4 第一項の規定により政府が損失の補償をする旨の契約を結ぶことのできる融資の総額は、毎年度十五億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)
第十三条 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で省令で定める期間を経過してなお元本又は利子(省令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、金融機関のした当該契約に係る融資ごとに、その融資額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第十四条 第十二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。
(利率)

第十五条 第十二條第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資の利率は、当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(債権の保有及び回収)

第十六条 金融機関は、第十二條第一項の規定により政府が損失を補償する旨の契約に基づいてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において金融機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けたい損失の額に充當し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(強制付保)

第十七条 第十二條第一項の規定により政府が損失を補償する旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資を受けて建造され又は改造された船舶は、これを当該融資の未償還額以上の保険金額の定のある保険に付さなければならない。

(配當の許可)

第十八条 第十二條第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資を受けて船舶の建造又は改造をした離島航路事業者は、当該金融機関が利子の補給を受けている期間に限り、運輸大臣の許可を受けた場合の外、省令で定める割合以上の利益の配當をしてはならない。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)
第十九条 政府は、金融機関が第十五條若しくは第十六條の規定又は第十二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該金融機関のした当該契約に係る融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(立入検査)

第二十条 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員にこの法律の規定により助成を受ける離島航路事業者の使用する船舶、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においてはその身分を示す証票を携帯し、利害関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 前條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

(施行規定)

第二十二条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十二條第一項の規定により政府と金融機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から十年以内になされるものに限る。

3 海上運送法の一部を次のように改正する。

第四條中「第二十條の規定により」を「離島航路整備法(昭和二十七年法律第 号)第三條の規定により」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

4 この法律施行前に海上運送法第二十條の規定により交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

○ 關谷委員 たいだいま議題となりまし
た。離島航路整備法案の提案理由を御
説明申し上げます。

この法律案は、離島航路における旅客定期航路事業が、地方民の日常生活及び地方産業の榮達並びに文化の伸張

に密接な關係があるにもかかわらず、後に述べますような種々の事情のためきわめて窮迫した状態にありますので、それについて国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善をはかることを目的として提案いたしました次第であります。

現在在我国において、船舶以外にまったく交通機関のない地点間を連絡するいわゆる離島航路は四百八十九航路ありまして、その他に、他に交通機関があつてもそれを利用することは著しく不便であるため、船舶によらざるを得ない地点間を連絡する準離島航路とも稱すべき航路を加えますと、その数は六百三十二に達し、国内の全旅客定期航路中の約八割を占めております。これらの航路は日々数万人の旅客と多量の郵便物、その他離島民の生活必需品を運んでおるのであります。離島民にとりましてはこれなくしてはその生活を維持することのできない不可欠の交通機関なのであります。

このように離島航路はあたかも陸上の道路にも比すべきものであります。公共性のきわめて高いものであります。今その現状を見ますに、離島航路事業はその有する公共性のために、海上運送法による免許事業として種々の規制を受けておりました。事業者の採算のみを基礎とした自由な経営は許されない上に、その運賃は同法の認可を要するものであります。現時規制された状態にあり、しかも現行の料率は利用者の負担力から見てその限度に達してあります。現在以上の運賃の値上げはきわめて困難でありまして、そのために赤字経営を余儀なくされている航路も少なく、それらの航

路の経営者は航路の改善はおろか、その維持すらも不可能な事態に追い込まれているのであります。もつともこれに對しましては、本年度三千五百万円の航路補助金が交付されることになつてゐるのであります。これとて、もつとも三十一航路に對してその赤字のきわめて一部分を補填するに過ぎないのであります。離島航路を維持するに足るものとはどうもい申すことができないのであります。

このように経営上の困難が著しい上に、一方におきまして現在これらの航路において使用されております旅客船はと申しますと、その半数近くがすでに耐用年数を経過した老朽船であるばかりでなく、耐用年数を経過しないものの中にも、機関の非効率なもの、あるいは船舶の安全性を確保するため大規模な改造を要するもの等が少なくないものであります。これらの船舶は人命の安全を保持するため、早急に代替または改造を必要とする状態であり、また、このような事情のもとに、離島航路事業の民生の安定及び向上に對する影響の重大性を考えますならば、国としてこのような事態を放置することは決して許されないのであります。離島航路の維持及び改善をはかるために、離島航路事業に關し、特別の助成措置をせむとも定める必要があると存するものであります。

この法律案は、以上のような観点に立ちまして、従来海上運送法に基く補助金の制度を離島航路事業の経営を助成するための補助金の制度に整備し、これを明確化するともに、金融機關が離島航路事業に對し、その事業の用に供する船舶の建造または改造に要す

る資金を融通するときは、政府はその金融機關と、その融資につき三割を限度として損失を補償し、または年四分の利子を補給する旨の契約を結ぶことができるようにいたしたものであります。このような特別の措置によりまして、離島航路の維持及び改善をはかり、もつて民生の安定及び向上に資したい所存であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○岡村委員長 本案に對する質疑は次会に行います。

○岡村委員長 次に旅行あつ旋業法案を議題とし、まず提出者より提案理由の御説明を求めます。石村君。

旅行あつ旋業法案
旅行あつ旋業法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、旅行あつ旋業の健全な発達を図り、日本人及び外国人の旅客の接遇の向上に資することを目的とする。

第二條 この法律で「旅行あつ旋業」とは、左に掲げる行為であつて、運輸省令で定めるものをいう。

一 日本人(日本の国籍を有する者を除く)又は外国人(日本人以外の者をいう)のために、他人の経営する運送機関、宿泊施設その他の旅行に關する施設の利用について、対価(これらの施設を経営する者から受けるものを含む。以下同じ)を得て、あつ旋業すること。

二 自己の経営する運送機関によ

る日本人又は外国人の運送(これと関連して行う他人の経営する運送機関による運送を含む)に附随して、対価を得て、宿泊その他の旅行に關するサービスを提供すること。

三 前号に掲げるものの外、対価を得て、他人の経営する運送機関若しくは宿泊施設を利用して、日本人若しくは外国人を運送し若しくは宿泊させ、又はこれらの行為に附随してその他の旅行に關するサービスを提供すること。

2 この法律で「旅行あつ旋業」とは、旅行あつ旋業を行う事業をいう。

3 この法律で「一般旅行あつ旋業」とは、外国人又は外国人及び日本人を対象とする旅行あつ旋業をいう。

4 この法律で「邦人旅行あつ旋業」とは、日本人を対象とする旅行あつ旋業をいう。

(登録)

第三條 一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業を営もうとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。但し、鉄道、軌道、索道若しくは無軌條電車による運送事業、旅客を運送する一般自動車運送事業、定期航路事業又は航空事業の免許又は特許を受けた者が日本人を対象として前條第一項第二号の行為を行う事業を営む場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第四條 前條の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載し

た申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の別

二 営業所又は代理店の名称及び位置

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 申請者の氏名又は名称及び住所

五 法人である場合においては、その役員の名及び住所

六 申請書には、事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(登録の実施)

第五條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を旅行あつ旋業者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日

三 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を登録の申請者に通知し、且つ、告示しなければならない。

(登録の拒否)

第六條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各号の一に該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第三号の規定により旅行あつ旋業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過してない者

二 三年の懲役又は禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過してない者

三 登録の申請前二間に旅行あつ旋業に關し不正な行為をした者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号の一に該当する者があるもの

七 一般旅行あつ旋業の登録にあつては、申請者又はその使用人その他の従業者が外国人を対象とする旅行あつ旋業に關し相当の経験又は能力を有しないもの

運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(営業保証金)

第七條 旅行あつ旋業の登録を受けた者(以下「旅行あつ旋業者」という)は、営業保証金を供託しなければならない。

旅行あつ旋業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入の記載ある供託書の写を添附して、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

旅行あつ旋業者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

4 運輸大臣は、旅行あつ、旋業の登録をした場合において、登録の告示をした日から四十日以内に旅行あつ、旋業者が第二項の届出をしないときは、当該旅行あつ、旋業の登録を取り消すことができる。
(変更登録の申請)

第八條 旅行あつ、旋業者は、第四條第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨の変更の登録を運輸大臣に申請しなければならない。

2 第五條 及び第六條の規定は、前項の規定による変更の登録の申請があつた場合に準用する。

(營業保証金の額等)

第九條 第七條第一項の規定による營業保証金の額は、一般旅行あつ、旋業の登録を受けた者(以下「一般旅行あつ、旋業者」という。)の主たる營業所につき二十万円、その他の營業所につき營業所ごとに五万円、邦人旅行あつ、旋業の登録を受けた者(以下「邦人旅行あつ、旋業者」という。)の主たる營業所につき五万円、その他の營業所につき營業所ごとに二万円の割合による金額の合計とする。但し、その額は一般旅行あつ、旋業者については五十万円、邦人旅行あつ、旋業者については二十万円をそれぞれ超えないものとする。

する供託所にこれをしなければならぬ。

(營業所新設の場合の營業保証金)

第十條 旅行あつ、旋業者は、事業の開始後、新たに營業所を設置したときは、当該營業所につき前條第一項本文に規定する割合の金額の營業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する營業保証金の総額が、その者が一般旅行あつ、旋業者である場合において五十万円をこえ、又はその者が邦人旅行あつ、旋業者である場合において二十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

(代理店)

2 第七條第二項から第四項まで並びに前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により供託をする場合に準用する。

(料金)

第十二條 旅行あつ、旋業を営む者は、運輸省令で定めるところにより、旅行あつ、旋業の料金を定め、その実施前に運輸大臣に届け出なければならぬ。これを變更する場合も同様とする。

2 運輸大臣は、前項の料金が左の各号の一に該当すると認めるときは、旅行あつ、旋業を営む者に対し、その變更を命ずることができ

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの

二 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。

(不正行為の禁止)

第十三條 旅行あつ、旋業を営む者は、前條の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受し、その他旅行あつ、旋業に關し不正な行為をすることはならない。

(名義利用等の禁止)

第十四條 旅行あつ、旋業を営む者は、その名義を他人に旅行あつ、旋業のため利用させてはならない。

(事業の廃止等)

第十五條 旅行あつ、旋業者は、その事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 旅行あつ、旋業者たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合において、その業務を執行する役員であつた者
二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合において、その清算人
三 法人が破産により解散した場合において、その破産管理人

3 旅行あつ、旋業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(繼承)

第十六條 旅行あつ、旋業者が死亡し、旅行あつ、旋業者たる法人が合併により消滅し、又は旅行あつ、旋業者がその事業の全部を譲渡したため、第二十條の規定による登録のまつ消があつた場合において、その日から六箇月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又はその事業の譲受人が旅行あつ、旋業の登録を受け、且つ、第七條第一項、第十條第一項及び第十八條第一項の規定により旅行あつ、旋業者であつた者が供託した營業保証金につき権利を承継した旨の届出を運輸大臣にしたときは、その營業保証金は、新たに旅行あつ、旋業者となつた者が第七條第一項の規定により供託した營業保証金とみなす。

(營業保証金の還付)

第十七條 旅行あつ、旋業者と旅行あつ、旋業に關し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に關し、第七條第一項、第十條第一項及び次條第一項の規定により供託された營業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(營業保証金の不足額の供託)

第十八條 旅行あつ、旋業者は、前條第一項の権利を有する者がその権利を行使したため、營業保証金が第九條第一項に規定する額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を供託しなければならない。

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

3 第一項の届出は、第七條第三項及び第四項の規定の適用については、同條第二項の規定による届出とみなす。

(營業保証金の不足額の供託)

第十九條 旅行あつ、旋業者は、前條第一項の権利を有する者がその権利を行使したため、營業保証金が第九條第一項に規定する額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を供託しなければならない。

(營業保証金の不足額の供託)

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

(營業保証金の不足額の供託)

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

2 前項の規定による供託は、省令で定める。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、第七條第四項中「登録の告示をした日から四十日以内」とあるのは「第十八條第一項の省令で定める日から三十日以内」と読み替える。

(登録の取消等)

第十九條 運輸大臣は、旅行あつた旋業を営む者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこれに基く処分を違反したとき。

二 第六條第一項第二号若しくは第四号から第七号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時第六條第一項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき。

第六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録のまつ消)

第二十條 運輸大臣は、第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第四項)において準用する場合を含む。若しくは前條第一項の規定による登録の取消をしたとき、又は第十五條の規定による届出があつたときは、当該旅行あつた旋業の登録をまつ消し、且つ、その旨を告示しなければならない。

(営業保証金の取りもと)

第二十一條 前條の規定による登録のまつ消があつたときは、旅行あつた旋業者であつた者又はその承継

人は、供託した営業保証金を取りもどすことができる。旅行あつた旋業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が第九條第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、また同様とする。

前項の営業保証金の取りもと

は、当該営業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でないければ、これをすることができない。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

前項の公告その他営業保証金の取りもとに關し必要な事項は、省令で定める。

(登録手数料)

第二十二條 第四條の規定による登録の申請をする者は、千円以下の範囲内において、政令で定める額の手料を納めなければならない。

(聴聞)

第二十三條 運輸大臣は、第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第二項)において準用する場合を含む。第十二條第二項又は第十九條第一項の処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞をしなければならない。当該処分に係る者又はその代理人は、聴聞の場所におい

て意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

(職権の委任)

第二十四條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部は、政令で定める行政庁に行わせることができる。

(訴願)

第二十五條 この法律の規定により行政庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(報告)

第二十六條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、旅行あつた旋業を営む者又はこれらの者の組織する団体に、運輸省令で定める手続に従い、その業務に關し、報告をさせることができる。

(適用の除外)

第二十七條 この法律の規定は、国の行つた事業には、適用しない。

(罰則)

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して一般旅行あつた旋業を営んだ者
二 第七條第三項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反してその事業を開始した一般旅行あつた旋業者
三 第八條第一項の規定による変更の登録を受けずに新たに設置した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した一般旅行あつた旋業者
四 第十四條の規定に違反してそ

の名義を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた一般旅行あつた旋業者
第二十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して邦人旅行あつた旋業を営んだ者
二 第七條第三項(第十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反してその事業を開始した邦人旅行あつた旋業者
三 第八條第一項の規定による変更の登録を受けずに新たに設置した営業所若しくは代理店においてその事業を開始した邦人旅行あつた旋業者
四 第十二條第一項の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえて料金を收受した者
五 第十二條第二項の規定による命令に違反した者
六 第十四條の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行あつた旋業を他人に経営させた邦人旅行あつた旋業者
七 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
第三十條 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し第二十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対

しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十二條 左の各号の一に該当する者(法人である場合はその代表者)は、一万円以下の過料に処する。

一 第十五條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)
一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令で定める。

(経過規定)
二 この法律の施行の際、現に旅行あつた旋業を営んでいる者は、この法律の施行の日から九十日間は、第三條又は第十二條第一項の規定にかかわらず、登録を受けず、又は料金の届出をしないで旅行あつた旋業を営むことができる。

三 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十四号の十三の次に次の一号を加える。
十四の十四 旅行あつた旋業を登録すること。
第二十二條第一項第二十三号の

次に次の一号を加える。
二十三の二 旅行あつせん業の登録に関する事。

○石村参院議員 たいだいまから旅行あつせん業法案の提案理由について御説明申し上げませう。

終戦以来すでに六年半をけみし、今や国民経済も着実に復興しつつあり、これに伴い外客来訪数が増加するのはもちろん、邦人の国内旅行も日に多きを加えております。このため旅行あつせん業者の数も急激に増加し、その中には悪質業者も少なくなく、各地に旅行費用の詐取、客の携帯する主食、宿泊交通費等の一部の着服等々の被害を生じ、また外客に対するあつせん業の強要あつせん料の不当なる要求等の好ましからぬ事件を惹起している状態であり、これをそのまま放任しておきましますときは、国内旅行の健全化を少からず阻害するのみでなく、他方外人向の悪質旅行あつせん業者の出現は、わが国際観光事業の将来に暗影を投じ、また国際親善、友好関係にも悪影響を与えるものと憂えざるを得ないのであります。現に最近の調査によりましますと、一般の旅行大衆はもとより、学校、交通機関、宿泊業者、それに旅行あつせん業者さえも、何らかの取締法規の制定を要望している現状であります。これ今回本法案の国会通過をはかり、悪質業者の取締りと、業者の指導監督による旅行あつせん業の健全なる育成を期せんとする理由であります。

次に、本法案の内容について申し上げます。第一は、旅行あつせん業者の登録であります。すなわち旅行あつせん業を営むためには運輸大臣に申

請し、登録を受けしめることとしたのであります。但し鉄道、軌道等の運輸事業、バス事業、定期航路事業等、いわゆる運輸交通業を営んでいる者が日本人のみを対象として旅行あつせん業を営む場合には、如上の登録を免除することとなつております。これは、これらの業者が運輸事業等の免許または特許を受ける場合には、あらかじめその資力、信用がとくと調査され、十分な資格を備えた者によるのみが与えられることとなつており、これらと、これらの業者が附带的に旅行あつせん業を営むことは、運輸交通業の性質上当然と思料されるからであります。なお登録にあつては何ら特別の条件をつけておりませんが、ただ外国人または外国人と日本人の双方を対象として旅行あつせん業を営もうとする者に対しては、その者またはその使用人その他の従業者が旅行あつせん業に關して相当の経験または能力を持つてゐることを条件としてゐるのであります。この程度の条件を課することはやむを得ないものと存するのであります。

第二は、営業保証金の供託であります。すなわち本法の登録を受けた者に対し、営業開始の条件としてあらかじめ営業保証金を供託せしめることとしたしております。これは夙にフランスの旅行あつせん業法において採用してゐるところであり、わが国の証券業者や信託会社も同様の供託義務が課せられております。旅行あつせん業者にかかる営業保証金の供託をなさしめんとする理由は、これにより当該業者の資力、信用状態を見るときにも、あつせんを受ける者に対し不測の損害を与

えた場合の補償に充てるためでありまして、外国人の旅行あつせん業を行う業者は、邦人の旅行あつせん業を行う業者よりも多額の保証金を供託せしめることとなつております。第三は、旅行あつせん料の届出であります。これは旅行あつせん業上の弊害が、多くは業者が收受する料金に基因してゐることにかんがみ、かかる弊害の発生を未然に防止するため、業者が收受するあつせん料をあらかじめ届出せしめ、この届出た限度を越えて料金を收受することを禁ずるとともに、届け出た料金または料率が著しく高きに過ぎるときは、その変更を命じ得ることとしたのであります。もつと右の場合届出を要するのは個々のあつせん料ではなくて、その收受する最高料金または最高料率であります。また特殊な旅行あつせんをする場合は、あらかじめ届出させれば、如上の限度を越えた料金を收受することももちろんできるわけでありませう。第四は、登録の取消しであります。旅行あつせん業者が登録条件に適合しなくなつたときはもちろん、業務上不正な行為をしたとき、所定の期間内に営業保証金を供託し、その届出をしないで営業を開始したとき等は、登録の取消し、営業の停止等の処分をすることができませう。但しかかる処分をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、処分の適正を期することになつております。

第五は、権限の一部の委任であります。本法の主務大臣は運輸大臣であります。その権限の一部は行政庁に委任し得ることとなつております。しかして日本人を対象とする旅行あつせん業者の登録並びにその取消し及び営業の停止等を初めとするその監督、取締りにについては、おおむねこれを都道府県知事に委任する所存であります。また運輸事業者等で本法の登録を要しない者の旅行あつせん業に關する監督、取締りについては、海陸運輸局長に委任したいと存じます。第六に、訴願であります。処分の公正を期するため、行政庁のした処分不服のある者は訴願の道が開かれております。最後に、本法の適用の除外であります。この法律は国の行う事業には適用しないことになつております。ここには、日本国有鉄道が設置されておるわけでありませう、かかる規定を設けたのは、国有鉄道が営利を目的とする旅行あつせん業を営むものとは認められず、本法の適用を除外しても何らさしつかえないと思料されたからであります。以上本法案の提案理由並びに法案の内容につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○岡村委員長 本案に対する質疑は次会に行います。
○岡村委員長 次は地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、燈台管理部の設置に關し承認を求めめるの件を議題とし、質疑に入ります。
○岡谷委員 本件はきわめて事務的なものでありまして、これによつて新たに地方行政機関を設置するということはありませんし、また予算、人員等におきましても、海上保安庁から移管される範囲内にとどまつて、何ら増加するものではないのでありますので、討論を省略して承認せられんことを望みます。動議を提出いたします。
○岡村委員長 岡谷君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○岡村委員長 御異議なければさよう決定いたします。
○岡村委員長 起立多岐。よつて本件は承認を与へるべきものと議決いたしました。
なお本件に対する報告書については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○岡村委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○岡村委員長 次に造船法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。江崎君。
○江崎(一)委員 前会の委員会で坪内委員から説明がありました事項について、御質問申し上げたいと思ひます。わが国の造船業界の外国資本の導入につきましても、三〇%ぐらいのところをもつて限度とした、こゝういうようなお話があつたのですが、どういふ根拠によつてゐるのですか、数字的な根拠をひとつ御説明願ひたい。
○坪内委員 大体提案理由にも御説明してあります通り、わが国の造船業界

使つております。それから佐世保につきましては賠償解除になりまして、現在一時使用の許可を得ており、佐世保船舶工業がこれを使つておるわけでありませぬ。但しこの工廠に対しては、ふん前からP.P.がかかつておられますので、向うの方の仕事がある場合には今の使用者に優先して使ひ得るわけで、また契約事項も、いつ何どきにおいても政府の命令があつたときには即座にこれらの施設を返す、その場合今までのような設備の改善その他に要した資金等もそのまま政府に要求することはできない、だからそのまま政府に返すという条件で使つておられます。

○甘利政府委員 賠償関係はどうですか。

○瀧尾委員 賠償関係は、横須賀は使つておられますが、あとは全部とめてあります。

○瀧尾委員 これらの施設はさしたるりすぐ商船の新造や改造には向けられないだらうというお話でありました。が、もし漸次そういう方面に向けられるような場合は、これらの施設を現に使つておる会社に対しては、この法律による新設の許可があるのであります。その点はどういふことになつておられますか。

○甘利政府委員 現状のまま使う場合には許可はおりませぬ。しかしその設備を拡張する場合には、一般の造船所と同じように今度新しく改正された造船法で許可になる、こういうふうに解釈いたします。

○瀧尾委員 この本を拜見いたしますと、第一ページにこういふことが書いてあります。「日本海唯一の造船所である日本海重工業、九州に於て従来相当の業績を挙げた川南工業については経

営上の再編その他で七次後期の受託に姿を見せなかつたことから能力算定から一応除外した。」ということになつておりますが、これらのものは現に相当の物的な施設を持ち、人的な態勢も整つて、現実に働いておる工場のように私は見受けるのであります。船舶局のお出しになるわが国の造船能力の算定の中にこれが入らぬといふことは、どうもお取扱いが変なように思ふのであります。どういふような御意向でありますか。

○甘利政府委員 これはその前書きにも書いてありますように、前提条件もありません。一応こういふ十九造船所を主として能力を算定したということに出ておるわけでありまして、その後日本海重工業あるいは川南について、今度造船について申込みがありまして、能力算定をやつておられますので、別段その両社に対してこれに書いてないから除外するという意味ではございません。

○瀧尾委員 それでは今度は需要面について少しお伺いしたいのであります。これは結局わが国の現在置かれおる立場からいたしまして、近き将来においてある程度の海上警備隊、保安隊関係の造船需要が、私ども普通に考えて想像されると思ふのであります。が、いろいろな資料を拜見いたしますと、そういう面があまり書いてないように思ふのであります。これはわが国の今日置かれておる造船事業の立場を考へますと、これは、総合的に考へなければならぬのであります。その点は一応どういふふうな見解をしておられるのでありますか。

○甘利政府委員 工場の造船能力について、先ほど申し上げたように、その大した影響はないと思ひますが、もしこれを新造及び修理に使うということになりますと、特にその工場に対して注文があつた場合には、適當の算定方法においてその能力を算定いたします。そしてこの能力算定と申しますのは、前書きにありますように、新造の注文があつた場合にその能力をはじいてやつて行くわけでありまして、別段日本の造船能力はこれだけを勘定に入れるという意味ではありませぬので、もし必要があればわれ／＼はそういう能力も算定いたします。もし日本全体としての造船能力ということになりますれば、やはり五十七、八万トン、それに海軍の工廠の能力を入れるのです。これも現実の問題として、はたして今そのまま使えるかどうかは疑問であります。適当に修理されある程度の新造ができるという具体的な事実があれば、これ等の能力を算定して全体を含めて幾らということも算定いたします。それをいれても通算いたしまして六十万トン前後ではないかと考えております。

○瀧尾委員 ただいま文書の方で御説明がありました。この点につきましては多少政府当局のお考えが足りないのではないかと思ふのであります。たゞこれは、ここに麗々しくこの二社は設備は持つておられるけれども、ここに取上げた能力からオミットしたとありますが、それをお役所が公式の文書に出されますと、当該造船所に対しては思わざる不当な影響を興えるおそれがあるのではないか。善悪かもしれなけれども、結果としては監督官庁の公文書の中にオミットせられたとい

うことは、当事者に対しては重大なる信用上の問題がここに発生する。また同僚委員もからの御注意によりまして、この当該地方としては非常にいろいろ政治的にも反映して来る面がございませぬので、このところの記述は運輸省の方が非常に軽率であつて、もつと慎重に扱つていただかなければ、公文書に出されておるのでありますから、これは地方政治の問題として、あるいは当事者の経済上の信用の問題として、あなた方がお考えになつていないような影響がここに発生する可能性があるのではないかと、当然このところは御修正をお願いしたいとわれ／＼は考へるのであります。当局はどうか御意向でございます。

○甘利政府委員 お説の通りでありまして、これは種々の新造船をやる場合の参考資料に書いたものであります。今後こういうものは修正もいたしますが、また出す場合には現状のものも少しよつちゆり直して出すつもりであります。お説の通り修正をいたします。この前書きはその当時のものですから、あるいは新しく出すときにそれを入れようと思つておられますが、そういう点は十分考慮いたします。ただ新造船についてもこれらの造船能力をはじいて現にやつておられますので、実質面においては別段さしつかえないと思ひますが、文書の上において必要があれば改訂します。実際に追加いたします。

○瀧尾委員 その必要の面の測定の問題でございますが、外国船の注文というものがことしなり來年なり、ごく近き将来において、どの程度に日本の造船所としてとれるであろうか。そのこ

とは反面におきまして、英国なり、アメリカなり、どこがおもな競争相手になるかわかりませぬけれども、それも教えていただきたいのですが、造船のコストというものの開きの問題でもあるだらうと思ふ。またコストだけできまる問題でもないと思ひますが、外国の日本の造船所に発注するであろう数量について、一体どういふような見通しを持つておられるか伺ひたい。

○甘利政府委員 これは世界の海運事情の消長に關係しますので、今後どれだけの輸出船がとれるかということ、測定は非常に困難であります。しかしわれ／＼としては一応年間十萬トン程度の輸出船を、造船所の操業維持のためにとりたいと考へております。また現に発注になつておる国々から来ております。

○瀧尾委員 ただいま第八次の造船をい／＼御決定になつておる際間であるようにありますが、今後計画造船といふものは、第八次の次は第九次、第八次の後期もありませんが、それは第八次の中に入れておられるとして、第九次なり、第十次なり、將來三年なり、五年なりの間において、どういふような造船目標といふものをもちになつておられますか、お伺いをいたしたい。

○甘利政府委員 われ／＼といたしましては、第八次とか、第九次とかいふふうな計画的なものは今後使わないといふことを、先般閣議決定としてやつておられますので、そういう名前は使わないことにしております。ただ昭和二十七年、二十八年、二十九年、この三箇年計画におきましては、今のところ貨物船二十五万トンないし三十

のでありますけれども、造船技術部門におきましてはさような立場にはないものかどうか。

○甘利政府委員 造船技術については、戦前も世界の水準に伍しておつたのであります。戦後においても、一時特に工作面溶接関係においては幾分劣つた点もありましたが、現在においては性能の面、あるいは設計の面、あるいは工作の面においても、決して外国の技術に劣つておりません。

○岡村委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、通告もありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 異議なければ、さよう決定いたします。

これより本案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十五分散会

〔参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)に關す

る報告書
造船法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外二十名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕